

業務委託先とのNDA(秘密保持契約書)締結フローチャート

「医療情報システム運用管理規程」の「第5部 業務委託の安全管理措置」において、業務を当院外の所属者に委託する場合は、**守秘事項を含む業務委託契約を結ぶ**ことを規定しています。**当院の職員以外が医療情報システムの情報を閲覧する場合は**、下記のフローチャートに沿って、秘密保持契約が結ばれているか確認してください。未締結の場合は、下記のフローチャートに沿って秘密保持契約を締結してください。

※注：退職職員・研修者（学生医師、看護学生等）・見学者も下記運用を適用します。

